利益の処分に関する書類

（平成28年６月16日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		473,746,219
当期総利益	473,746,219	
Ⅱ　積立金振替額		440,319
前中期目標期間繰越積立金	440,319	
Ⅲ　利益処分額		
積立金	474,186,538	474,186,538

行政サービス実施コスト計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
損益計算書上の費用			
調査指導業務費	5,471,666,500		
一般管理費	959,368,989		
財務費用	147,774		
臨時損失	1,249,591	6,432,432,854	
（控除）自己収入等			
事業収益	△　37,230,427		
雑益	△　5,180,979		
財務収益	△　1,219		
臨時利益	△　1,383,819	△　43,796,444	
業務費用合計			6,388,636,410
Ⅱ　損益外減価償却相当額			315,639,507
Ⅲ　損益外利息費用相当額			4,111,652
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			515,621
Ⅴ　引当外賞与見積額			15,605,994
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			156,758,037
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		290,788,038	
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用		0	290,788,038
Ⅷ　行政サービス実施コスト			7,172,055,259

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という。）を適用して、財務諸表等を作成しています。

ただし、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しています。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２年～50年
構築物	２年～60年
機械及び装置	３年～30年
車両運搬具	６年
工具器具備品	２年～20年

耐用年数については、法人税法に規定する基準に従っています。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

特許権	８年
ソフトウェア	５年

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の賞与については、運営費交付金で財源措置されるため、賞与に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しています。

４．退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職手当については、運営費交付金で財源措置されるため、退職手当に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合要支給額から前期末の自己都合要支給額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除して計算しています。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価基準を採用しています。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金及び随時引き出し可能な預金としています。